# 第２次町田市
# 福祉のまちづくり推進計画

2017年３月

町田市

# 目　次


1 福祉のまちづくり推進計画の考え方 ..... 1

2 福祉のまちづくりの現状と課題 ..... 3

3 計画で目指すまちの未来像 ..... 8

4 計画の目標と方向性 ..... 9

5 福祉のまちづくり実現に向けた取組

～３つの推進分野と２９の推進事業～ ..... 12

6 福祉のまちづくり推進体制 ..... 46

資料編 ..... 48

資料１　町田市の人口等の概況 ..... 49

資料２　第１次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り ..... 51

資料３　福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査（抜粋）　58

資料４　第２次町田市福祉のまちづくり推進計画策定までの経緯 .... 68

資料５　町田市福祉のまちづくり総合推進条例 ..... 73

資料６　用語解説（※印の用語についての解説） ..... 80

# 1 福祉のまちづくり推進計画の考え方

## １．社会背景

・少子高齢社会が進行する中で、高齢者、障がい者、子育て世代等、多様な市民の社会参加の機会を保障し、ユニバーサルデザイン※（Ｐ.８０参照）の理念に基づく社会資本の形成が必要かつ重要となってきています。

・２００６年（平成１８年）に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の施行により、面的なバリアフリー化の促進の仕組みや、基本構想策定の際の利用者や住民の主体的な参加を推進する仕組みの整備が図られました。また、２０１３年（平成２５年）には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障がい者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずるべき基本的施策について定める「交通政策基本法」が施行されました。

・さらに２０１６年（平成２８年）４月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止することが定められ、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮※（Ｐ.８０参照）を行うことが求められています。また、２０２０年（平成３２年）には、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、多様な人への適切な対応が求められるため、バリアフリー※（Ｐ.８０参照）、ユニバーサルデザインの推進が必要となります。

## ２．計画の目的

・福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。

・この計画は、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

## ３．計画の位置づけ

・条例に基づく計画として位置づけます。
町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけます。

・町田市基本構想・基本計画に基づく個別計画とします。
ユニバーサルデザインの理念に基づき、市の基本構想、基本計画（「まちだ未来づくりプラン」「町田市５ヵ年計画 17-21」）及び関連する個別計画と連携、調整を図ります。

## ４． 計画期間

・第３次町田市地域福祉計画との連携を図るため２０１７年度～２０２１年度の５ヵ年計画とします。

# 2 福祉のまちづくりの現状と課題

## １．市のこれまでの主な取組

**１９７４年　町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱制定**

車いすで歩けるまちづくりを目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。

**１９９３年　町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定**

段差解消をはじめとする高齢者、障がい者等に配慮した施設のバリアフリー化の推進が規定されました。

**１９９９年　高齢者、身体障がい者の移動の利便性・安全性の向上への取組**

市内鉄道駅の１０駅すべてにエレベーターを設置しました。また、車いす使用者をはじめ、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方など、だれもが利用できる大きさ・機能・設備等が整備された「みんなのトイレ」の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、案内の点字・外国語・LED 表示、駅員のサービス技術向上への取組等、さまざまな取組がなされています。

**２０００年　町田駅周辺のバリアフリーネットワーク化調査**

**２００１年　玉川学園前駅・成瀬駅周辺のバリアフリー化に関する基礎調査**
**町田市福祉のまちづくり推進協議会の設置**

福祉のまちづくり総合推進条例の改正により市長の諮問機関として設置され、市民参加による福祉のまちづくりの推進体制が確立されました。

**２００２年　「心のバリアフリーハンドブック」作成（２００８年改訂）**

福祉のまちづくり推進協議会において、幅広く障がい者理解を解説した入門書を作成しました。毎年市立小学校４年生全員に配布されているほか、市役所などでも無料で配布しています。

**２００４年～「みんなのおでかけマップ（バリアフリーマップ冊子版）」作成**

みんなのトイレが整備された施設など、バリアフリー施設を掲載した情報冊子を作成しました。毎年情報を更新し、無料で配布しています。

**２００６年　「情報バリアフリーハンドブック」「施設整備デザインブック」作成**

視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者等が情報を入手するための方法や問題点を知るための入門書、及び、高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとするみんなが使いやすい施設作りのための配慮事項について分かりやすく説明した冊子を作成しました。

**２００７年　町田市福祉輸送サービス共同配車センター設立**

移動困難な高齢者、障がい者の外出を支援し、社会参加を促進する制度の一つとして市が設立し、町田市社会福祉協議会が民間事業者、NPO と連携して運営を行っています。

■共同配車センターで運行されている「あいちゃん号」（左）と「やまゆり号」（右）

**２０１０年　町田市福祉のまちづくり総合推進条例改正**

高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリー※（Ｐ.８０参照）やユニバーサルデザインの理念に基づいた条例への改正を行い、同年７月に施行しました。

**福祉のまちづくり関連施策、関連事業の現状調査**

全庁各部署に対しバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する事業、取組を調査・確認しました。

**福祉のまちづくりに関する市民団体ヒアリング調査**

高齢者、障がい者、子育て支援にかかわる計６団体に対し、福祉のまちづくりに関するヒアリングを行いました。

**２０１１年　福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査**

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など１，７３７人（８２７人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

**市有施設のバリアフリー整備状況調査**

不特定多数の市民が利用する市有施設（小中学校、高齢者施設等を含む。）計２１８施設について、バリアフリー整備状況調査を行いました。

**福祉タクシー、一般タクシーの活動状況等調査**

設立から５年が経過する福祉輸送サービス共同配車センターのあり方の検討を開始しました。検討に当たり、移動困難者の外出状況などを把握するため、市内の福祉タクシー及び福祉車両を運行する一般タクシーの活動状況を調査しました。

**２０１１年～町田市バリアフリー基本構想の策定**

学識経験者、障がい者団体、交通事業者等が参加する福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会において、地域一体での面的なバリアフリー化を推進するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」を策定。この方針に基づき、市内１０地区においてバリアフリー基本構想を策定しました。

| | |
|---|---|
| ２０１１年 | 全体方針、町田駅周辺地区 |
| ２０１３年 | 鶴川駅周辺地区、玉川学園前駅周辺地区、成瀬駅周辺地区、<br>つくし野駅周辺地区、すずかけ台駅周辺地区、<br>南町田駅周辺地区（２０１４年一部変更）、<br>相原駅周辺地区、多摩境駅周辺地区、山崎団地周辺地区 |

**２０１２年～第１次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定、運用開始**

４つの推進分野と３８の推進事業からなる福祉のまちづくり推進計画を策定し、運用を開始しました。また、事業の改善につなげるための事業評価の仕組みを導入しました。

**ユニバーサルデザイン接遇研修の開催**

店舗での接客向上を図ることを目的とし、商店会、商工会議所、車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人を交えた接遇研修を開催しました。

**２０１５年　「情報バリアフリーハンドブック」改訂**

情報技術の進展に伴い、情報に関するニーズも多様化しました。より使いやすく現代に合った適切な内容とすることを目的として、高齢者や障がい者からヒアリングを実施し、２００６年に作成した「情報バリアフリーハンドブック」を改訂しました。

**福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査**

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など１，５１３人（７７８人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

**２０１７年　第２次町田市福祉のまちづくり推進計画策定**

## ２．現状と課題

### （１）福祉のまちづくりに関する現状と課題

これまでの福祉のまちづくり推進事業の取組や、２０１５年に実施した「第３次町田市地域福祉計画策定のための調査」「福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査」の結果から、次のような現状と課題があげられます。

【第１次福祉のまちづくり推進計画における推進事業の取組から】

| 現状 | 課題 |
|---|---|
| **■施設整備について**<br>施設整備事業の外部評価結果から、建設前の市民参加が十分でないため、使いにくい箇所が生じてしまうことを確認しました。また、アンケート調査より駐車スペースや授乳室の整備に関する要望が高い傾向となっています。 | 状況の変化により利用者ニーズは変わります。また、施設が建設された後では改善が困難であるため、構想段階から十分な市民参加の機会を設け、施設の主な利用者、高齢者、障がい者等の幅広い市民より意見を収集し、事前に問題を解消する取組を推進する必要があります。 |

【福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査から】

| 現状 | 課題 |
|---|---|
| **■外出環境について**<br>外出の満足度についてみると、「満足している」は、介護などの必要がない高齢者が 46.3%に対し、介護認定を受けている高齢者は 13.9%、介護認定を受け、障害者手帳を所持する高齢者は 12.4%となっています。 | 高齢者の中でも、介護が必要な場合や障害者手帳を所持している場合は、外出や外出先での移動が困難となることがあります。障がいの有無に関わらず、誰もが円滑に外出し、移動できるよう環境の整備に取り組む必要があります。 |
| **■道路整備について**<br>道路については全体の約 70%の回答者が問題と感じる箇所があると答えており、問題を感じている回答者のうち約半数が「歩道を走る自転車が多くて危険」と答え、他の項目より高い割合となっています。 | 「歩道を走る自転車が多くて危険」については、前回の調査（2011 年実施）と比較すると、特に子育て中の親で回答者の割合が増加しています。状況の変化による新たな問題と捉え、誰もが安全に歩ける環境整備に取り組む必要があります。 |

| 現状 | 課題 |
| --- | --- |
| **■市職員の窓口対応について**<br>市役所の窓口対応の満足度については「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせると全体では 70.2%ですが、属性別でみると介護認定を受け、障害者手帳を所持する高齢者の割合が低く 56.2%となっています。 | 年齢や障がいの有無に関わらず市役所を円滑に利用できるように市職員の適切な対応が求められます。また、障害者差別解消法の施行により、その重要性はこれまで以上に高くなるため意識啓発や実践的な研修に取り組む必要があります。 |
| **■市からの情報提供について**<br>市から届く手紙や通知などについて「特に問題を感じるところはない」が最も割合が高く 55.5%となっています。問題を感じる点については「内容を簡潔にして欲しい」「言葉が難しい」などがあげられています。 | 視覚障がい者や聴覚障がい者など情報を収集することが困難な方もいます。障がいの有無に関わらず誰もが円滑に情報を確認できるよう、それぞれの媒体において情報発信を工夫する必要があります。 |
| **■心のバリアフリーなどの認識について**<br>心のバリアフリーについて「言葉も意味も知らなかった」は、全体では 42.9%であり、属性別にみると子育て中の親は 68.6%となっています。また、「心のバリアフリーハンドブック」や「情報バリアフリーハンドブック」の認知度は約 3%です。 | 心のバリアフリーについて認知度は低かったものの、心のバリアフリーの考え方については約 80%が大切であると回答しています。今後は、心のバリアフリーに関する意識啓発の推進に取り組む必要があります。 |
| **■災害時について**<br>災害時の不安については、「避難場所での生活」が 63.6%で最も割合が高く、次いで「水や食事の不足」が 47.6%、「家族・知人への連絡」が 41.5%、「災害情報の取得」が 41.3%と続いています。 | 災害が発生した場合に適切な情報提供、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう定期的に避難訓練を実施するなど、災害発生時における円滑な対応が可能となるように準備をする必要があります。 |

【第３次町田市地域福祉計画策定のための調査から】

| 現状 | 課題 |
| --- | --- |
| **■地域で孤立化する高齢者・障がい者の支援について**<br>認知症の高齢者や単身世帯の高齢者の増加、障がい者のひきこもりなど支援が必要な市民はいるが、個人情報保護法により支援に必要な情報が得られにくいことなどが問題としてあげられています。 | 民生委員、町内会、地区社会福祉協議会、NPO などの関連団体と連携し、地域のネットワークを広げることにより、高齢者や障がい者などに必要な支援を提供できる環境整備に取り組む必要があります。 |
| **■地域コミュニティについて**<br>町内会や自治会の加入率は低下する傾向にあり、近所づきあいも希薄化しています。また、集まれる場所や機会が少ないことなども問題としてあげられています。 | 町内会などと連携を図り、地域コミュニティの活性化へつなげることや、多世代が参加できるイベントなどの開催により、交流の機会や場を設けることで、地域のつながりの構築に取り組む必要があります。 |
| **■地域活動の担い手について**<br>ボランティアなど地域活動の参加者は十分ではありません。また、現在、地域活動を担っているメンバーの高齢化や活動の中心となる後継者が育たないことなどについて問題があげられています。 | 若い世代がボランティアなどの地域活動に参加しやすい環境を整備することや、地域活動の担い手を育成するための仕組みを構築する必要があります。 |

### （２）第１次町田市福祉のまちづくり推進計画の成果・課題と計画改訂の必要性

２０１２年度より福祉のまちづくり推進計画を運用し「プロセス評価」「実績評価」「効果評価」という評価の仕組を導入したことで、ユニバーサルデザインの視点に基づいた事業の改善につながり、一定の効果が得られました。一方、これらの評価をとおして、市民参加の機会が十分に設けられていないため、誰もが利用しやすい適切なサービスを提供できていないものがあることや、効果評価が低い傾向にあるといった課題も把握しました。（詳細は資料編Ｐ.５１をご参照ください。）

福祉のまちづくりは、だれもが暮らしやすい環境を実現するため、継続した事業改善が必要となります。そのため、第２次計画においても、引き続き「プロセス評価」「実績評価」「効果評価」を行う必要があります。

また、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーをテーマとして、高齢者、障がい者、事業者を交えたワークショップの開催、市職員を対象とした研修などの取組を進めてきましたが、市民アンケートでは、心のバリアフリーにおける認知度は低い結果となっています。しかし、心のバリアフリーの考え方については多くの方が大切と回答しています。

地域で孤立化する高齢者・障がい者の支援や地域コミュニティ、地域活動の担い手の課題からも、今後、更なる福祉のまちづくりの発展に向けて、町田市地域福祉計画などとの連携を図り、市、地域住民、民間事業者等との協働による地域づくりを進めることや、心と情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン（ソフト面）の普及啓発、市民等の地域活動の担い手拡大を目指す必要があります。

## 3 計画で目指すまちの未来像

この計画では、次のようなまちの未来像を目指します。

**①すべての人がずっと住み続けられる、安全で、快適で、思いやりのあるやさしいまち**

**②すべての人が、一人ひとりの人間として尊重され、平等に社会に参加し、いきいきと暮らすことのできるまち**

# 4 計画の目標と方向性

## １．計画の目標

現状と課題を踏まえ、未来像を達成するため、次の目標を設定します。

| | |
|---|---|
| ① | **みんなが安心して利用できる施設・都市基盤が整備されたまち<br>みんなが気軽におでかけできるまち** |
| ② | **みんなが互いに情報を伝え合い、共有できるまち** |
| ③ | **みんなが互いに気づき、思いやりの心をはぐくむまち** |

## ２．目標を達成するための方向性

この計画では、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を着実に進めるにあたり、第１次福祉のまちづくり推進計画からの取組を引き継ぎます。

### （１）みんなで取り組む

① 市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働による推進

鉄道駅、道路、店舗等のバリアフリー化はそれぞれに進められ、一定の効果を上げています。しかし、駅は公共交通事業者、道路は市をはじめとする自治体や国、店舗は事業者等、各施設は、個別に整備、管理、運用されているため、それぞれの施設をつなぐ経路が円滑化されず、結果として各施設の利用がしづらい状況も起きています。

現在、市内１０地区のバリアフリー基本構想が策定されていますが、今後、より広く福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を推進していくためには、多様なユーザーや市民の参加・意見を取り入れつつ、市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体が連携し、一体となる必要があります。

② 参加

多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を進めるためには、多様な人々のニーズを把握する必要があります。そのためには、多様な人が、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組に早期の段階から参加し、ニーズや意見を述べる機会が設けられることや、検討の状況などの情報を広く公開していくことも必要です。このことが、福祉のまちづくりの取組を担う人材の育成にもつながっていきます。

③　理念・情報の共有

市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働による福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組を効果的に推進するためには、各主体が、多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる「ユニバーサルデザイン」の理念を理解した上で、市民・ユーザーにはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有していく必要があります。

## （２）継続して進める

○取組の評価、検証、スパイラルアップ

福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市、関係機関、事業者等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めていくことになります。また、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか、事業の推進過程で市民参加や意見反映ができたかどうか、そのほか満足度などを評価し、次の取組に生かしていく、スパイラルアップ（計画(Plan)、実施(Do)、評価（Check)、反映(Action）を繰り返すことで継続的に事業改善を行います。右図参照。)が必要となります。

■スパイラルアップを図で示したもの

本計画では、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上に展開するための「自己評価」と、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」を組み合わせた評価手法を導入し、継続的に福祉のまちづくりの質の向上（スパイラルアップ）を図る仕組みづくりを検討します。

### ■評価のイメージ

## （３）第２次計画の方針

第１次福祉のまちづくり推進計画の成果・課題と計画改訂の必要性から、市民や事業者、来街者などを対象に広くソフト面（心と情報）のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。

そして地域づくりを実行する担い手拡大を目指し、各地域住民の生活や活動と密接に関係する「地域福祉計画」や「バリアフリー基本構想」と連携しながら、市、地域住民、事業者などとの協働による地域づくりに取り組みます。

■福祉のまちづくり推進計画の全体像

**未来像**

- **すべての人がずっと住み続けられる、安全で、快適で、思いやりのあるやさしいまち**
- **すべての人が、一人ひとりの人間として尊重され、平等に社会に参加し、いきいきと暮らすことのできるまち**

**目標**

- ・みんなが安心して利用できる施設・都市基盤が整備されたまち
- ・みんなが気軽におでかけできるまち

みんなが互いに情報を伝え合い、共有できるまち

みんなが互いに気づき、思いやりの心をはぐくむまち

**方向性**

「みんなで取り組む」「継続して進める」ための仕組みづくり

- 市民参加の推進
- 事業評価情報の蓄積と活用

**方針**

- 心と情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン（ソフト面）の普及啓発
- 市民などの担い手の拡大と、市、地域住民、民間事業者などとの協働による地域づくり

**推進分野**

**施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進**

- **○バリアフリー基本構想の進行管理事業**
- **○福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業**

**ほか１３事業**

**情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**

- **○市からの情報発信のバリアフリー化推進事業**
- **○「みんなのおでかけマップ」整備事業**

**ほか５事業**

**心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**

- **○心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業**
- **○「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業**

**ほか５事業**

## 5 福祉のまちづくり実現に向けた取組

## ～３つの推進分野と２９の推進事業～

・福祉のまちづくりに関する取組や事業を体系化し、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、総合的・一体的な推進を図ります。

・計画の実行においては、4－１（計画の目標）を踏まえ、総合的に施策を展開するため、「施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進」、「情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」、「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」の３つの「推進分野」別に次に掲げる２９の推進事業を定めます。

・また、4－２（方向性）で示した「みんなで取り組む」「継続して進める」という２つの方向性と第２次計画の方針に基づき、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組の実効性を高めるための仕組みづくりを進める上で重要な事業を「重点事業」として位置づけ、推進します。

| 推進分野 | 推進事業　（◆：重点事業） |
|---|---|
| 1.<br>**施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進**<br><br>駅周辺地区の面的整備のほか、市の施設、道路、公園など都市基盤の整備を行います。また、住宅や店舗等のバリアフリーを推進します。 | ◆ (1) **バリアフリー基本構想の進行管理事業**<br>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進　（P．１６） |
| | (2) **福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業**<br>福祉のまちづくり総合推進条例の周知徹底、及び、条例の基準に基づき整備された施設を証する適合証交付施設の普及　（P．１８） |
| | (3) **市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業**<br>ユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、整備の質の向上を図るため、市民参加やニーズを反映できる仕組みを検討　（P．１９） |
| | (4) **市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**<br>既存の建物の改修など、整備を推進するとともに、より多様な方が利用しやすいものとなるよう、市民参加やニーズの反映できる仕組みを検討　（P．２０） |
| | (5) **バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業**<br>市内の中小企業者に対し、店舗等のバリアフリー化に係る資金について、利子の全額を助成　（P．２１） |

| 推進分野 | 推進事業　（◆：重点事業） |
| --- | --- |
| | **(6)住宅バリアフリー化改修工事助成事業**<br>手すりの設置や床段差の解消等、所有する住宅の改修を行う市民に対し、改修に係る資金の一部を助成（Ｐ．２２） |
| | **(7)住宅改修アドバイザー派遣事業**<br>介護認定・障がい認定を受けた市民が、居住する住宅の改修を行う際、適切な改修を行うためその依頼に基づき建築士や理学療法士、作業療法士の専門家を派遣　（Ｐ．２３） |
| | **(8)共同配車センターの運営補助事業**<br>より多くの移動困難な高齢者、障がい者などが利用できるよう、福祉輸送サービスの周知や支援を行う　（Ｐ．２４） |
| | **(9)地域コミュニティバスの運行補助事業**<br>交通空白地区における交通手段の確保のためのコミュニティバスの検討及び助成　（Ｐ．２５） |
| | **(10)歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）**<br>安全で安心して歩ける歩行空間の形成　（Ｐ．２６） |
| | **(11)無電柱化推進事業**<br>電柱の無い良好な景観や、災害に強い街並みの形成<br>（Ｐ．２７） |
| | **(12)歩道舗装補修事業**<br>街路樹の根上りの解消に向けた歩道舗装補修工事の実施<br>（Ｐ．２８） |
| | **(13)公園等における市民活動団体等の育成事業**<br>緑地保全や公園の清掃等を行う団体への支援等<br>（Ｐ．２９） |
| | **(14)自転車等駐車場の整備事業**<br>駅周辺の自転車等駐車場の整備　（Ｐ．３０） |
| | **(15)公共トイレ計画推進事業**<br>いつでもどこでもトイレを利用できる環境の整備<br>（Ｐ．３１） |

| | |
|---|---|
| **2.**<br>**情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**<br><br>広報紙、冊子、音声、掲示板、インターネットをはじめとする多様なツールを充実させ、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、簡単かつ効率よく、まちに関する情報を得られる環境づくりや情報を共有できる仕組みづくりを推進します。 | ◆ **(16) 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業**<br>だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、市のさまざまな情報の発信におけるルールを検討　（P．３２） |
| | **(17) 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業**<br>聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援<br>（P．３３） |
| | **(18)「高齢者のための暮らしのてびき」作成**<br>高齢者に関わる支援制度等を掲載した情報冊子の発行<br>（P．３４） |
| | **(19)「障がい者サービスガイドブック」の作成**<br>障がい者に関わる福祉サービス情報等を掲載した情報冊子の発行　（P．３５） |
| | **(20)「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信**<br>子育てに関する情報やイベント情報などを発信<br>（P．３６） |
| | **(21)「みんなのおでかけマップ」の整備事業**<br>市内の主要施設のみんなのトイレ、子育て支援設備の情報の発信、発信方法の見直し　（P．３７） |
| | **(22) 町田駅周辺駐輪場マップの作成**<br>安全な道路環境を維持するための情報の提供　（P．３８） |
| **3.**<br>**心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**<br><br>高齢者、障がい者、子ども、妊産婦、外国人など、人々の多様性に互いに気付き、思いやりのあるやさしいまちづくりを推進します。 | ◆ **(23) 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業**<br>市内各地域等を対象とした、心や情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン啓発事業　（P．３９） |
| | **(24)「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業**<br>心のバリアフリー啓発冊子を活用し、学校の授業など広く障がい者理解等の啓発を行う　（P．４０） |
| | **(25) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進**<br>総合的な学習の時間や、道徳、社会科の時間を利用し「心のバリアフリーハンドブック」等を参考に、車いす体験や障がいのある方から直接お話を聞くなど、思いやる心を学び、そして助け合いの気持ちを育てていく<br>（P．４１） |
| | **(26) 交通安全教育の実施**<br>交通マナー向上のための普及啓発活動の実施<br>（P．４２） |

| | |
|---|---|
| | **(27)「まちだの福祉」講座運営事業**<br>「市民大学ＨＡＴＳ」における福祉講座の開催による、高齢者の生活や障がいへの理解促進、ボランティア人材の育成、共に暮らす地域づくりの促進　（Ｐ．４３） |
| | **(28)「障がい者青年学級」運営事業**<br>障がいのある青年を対象とした青年学級活動の推進<br>（Ｐ．４４） |
| | **(29)市職員の心のバリアフリー研修事業**<br>市職員への、心のバリアフリー啓発、高齢者、障がい者をはじめとする多様な市民に対する基本的な接遇などの研修の計画的実施<br>（Ｐ．４５） |

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

重点

## １　バリアフリー基本構想の進行管理事業

担当課：交通事業推進課

### ≪目的≫

・高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が安心して移動できる環境の整備促進を図ります。

・ハード・ソフト両面の政策を充実させ、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が暮らしやすい、ユニバーサル社会の実現を図ります。

### ≪推進の取組内容≫

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき策定された、市内１０地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行います。

・バリアフリー基本構想に基づき作成され、各事業者の具体的な事業内容を示した特定事業計画の進行管理を行います。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ・バリアフリー基本構想の進行管理<br>・特定事業計画の進行管理 | | | | |

**【町田市駅周辺における重点整備地区・生活関連経路】**

◆事業内容（一部抜粋）

## このような整備を行いました。

バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめとする多様な人が利用する鉄道駅周辺の交通の円滑化を促進するため、エレベーターの設置をすすめてきました。（担当課：道路政策課）

【取組事例】

◆２０１４年度に完成した町田駅前デッキのエレベーター

◆多摩境駅前広場のエレベーター　イメージ図　（２０１７年３月末完成予定）

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## ２　福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業

担当課：福祉総務課・土地利用調整課

### ≪目的≫

・ユニバーサルデザインの理念に基づく「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の周知及び同条例の整備基準に基づく施設を証する「適合証」のある施設の増加・普及を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・事業者に対し、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」及び条例の規定による「適合証」制度の周知を図ります。
・適合証の発行状況の公表などを検討し、適合証の掲示による効果の増大に努めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 条例及び適合証制度の周知 | | | | |
| | 普及・啓発方法の検討 | | 検討結果に基づく普及・啓発の実施 | | |

**【取組事例】**

◆整備基準適合証のマーク

◆福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル
（左／建築物・共同住宅等編
右／道路・公園・公共交通施設・路外駐車場編）

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## ３　市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業

担当課：当該施設の管理課・福祉総務課・営繕課・土地利用調整課

**≪目的≫**

・市の新築施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代をはじめとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指します。

**≪推進の取組内容≫**

・市の施設を新築する場合において、早期の段階から多様な方々が参加できる仕組みづくりの検討を行います。
・施設整備後に使用者の視点から整備内容を評価し、次の整備に反映させる仕組みを検討します。
・市の施設は、福祉のまちづくり総合推進条例整備基準に適合するよう率先的に整備し、適合証の取得に努めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 各新築施設の整備（継続） | | | | |
| | 多様な方々が建設検討に参加できる仕組みづくりの検討および実施 | | | | |

**【取組事例】**

第１次福祉のまちづくり推進計画では、施設を整備する際に、だれもが利用しやすい施設となるよう配慮すべきポイントをまとめ、次の施設整備に活用する取組を行いました。

◆２０１５年にオープンした忠生市民センター

## ４　市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

担当課：当該施設の管理課・福祉総務課・営繕課・土地利用調整課

### ≪目的≫

・市の既存建築物を改修する場合において、より多様な人が利用することを想定した整備を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・福祉のまちづくり総合推進条例整備基準に適合するよう努めます。
・整備にあたっては、多様な方々が参加できる仕組みを検討します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 各改修施設の整備（継続） | | | | |
| | 多様な方々が検討に参加できる仕組みづくりの検討および実施 | | | | |

### このような整備を行いました。

◆鶴川市民センターに整備された「思いやり駐車区画」（左）と「障がい者用駐車区画」（右）。
市では、妊産婦、乳幼児連れの方や内部疾患の方、介助の必要な方などが乗り降りできるよう広めの駐車スペース「思いやり駐車区画」の整備を進めています。

◆「みんなのトイレ」整備。（町田第四小学校）
市内公共施設のほか、小中学校でも「みんなのトイレ」の改修を進めています。

## ５　バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業

担当課：産業政策課

### ≪目的≫

・市民にとって身近な商店街の店舗等をはじめとする民間施設（既存･新設）のバリアフリー化を促進し、だれもが安心して利用できるまちづくりを目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・商店会等に対し、バリアフリー化整備資金融資事業を周知し、助成事業の利用促進を図り、店舗・事務所などのバリアフリー化整備を推進します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | バリアフリー化整備資金助成事業の周知及び事業活用の促進 | | | | |

**【バリアフリー化整備資金助成制度概要】**

・融資対象者は中小企業者（中小企業信用保険法第２条１項）であることなど、条件があります。

・資金使途は「店舗・事務所等のバリアフリー化に要する資金」です。

・融資限度額は１，０００万円で、利息の全額を補助します。

・整備内容につきましては「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の整備基準に適合していることなどの条件があります。

＊詳細は、「町田市中小企業融資に関する助成要綱」の規定によります。

「中小企業　融資のしおり」

## ６　住宅バリアフリー化改修工事助成事業

担当課：住宅課

**≪目的≫**

・適切なリフォームにより、居住環境の向上を図り、高齢者などだれもが快適に暮らし続ける住宅を確保します。

**≪推進の取組内容≫**

・だれもが安全に支障なく自立した生活が営めるようにするために行う住宅の改修工事について、その費用の一部を助成します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事業の継続 | | | | |

**【バリアフリー化改修工事助成制度の概要】**

「バリアフリー化改修工事」にかかる助成対象は「段差の解消」「手すりの設置」「洋式便器への交換」「ホームエレベーター等の据付」「浴槽のバリアフリー化」「防滑（ぼうかつ）仕上げの床材への張り替え」の工事費です。年齢の制限はありません。

・対象となる住宅（自己の居住の用に供する専有部分）、助成金の交付額の上限（工事費の４/５かつ、１０万円以下）、市内事業者が工事を実施するなどの条件があります。

・助成対象者は介護保険法及び障害者総合支援法に基づく住宅改修費の補助を受けている方は除きます。

＊本事業は「町田市住宅バリアフリー化改修工事助成金交付要綱」に基づく事業です。

## ７　住宅改修アドバイザー派遣事業

担当課：介護保険課、障がい福祉課

### ≪目的≫

・高齢者、障がい者が、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく給付事業として住宅改修を行うに当たり、住宅改修アドバイザー（以下、「アドバイザー」といいます。）を派遣し、適切な工事及び適正な費用で、高齢者、障がい者等が住みやすい住宅改修を促進します。

### ≪推進の取組内容≫

・住宅改修を行う方からの依頼に基づき、住宅改修の施工に関する助言及び指導を行うアドバイザーを無料で派遣します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事業の継続 | | | | |

**【アドバイザー派遣制度の概略】**

〔アドバイザー派遣を受けられる方〕
・介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行う方。
・町田市在宅高齢者介護予防事業及び生活支援事業実施要綱に規定する住宅改修予防給付事業または住宅設備改修給付事業の対象となる住宅改修を行う方。
・町田市身体障がい者等住宅設備改善給付事業実施要綱に定める住宅設備改善費給付事業の対象となる住宅改修（障害者総合支援法に規定する日常生活用具給付事業）を行う方。
〔アドバイザーとして登録している専門家〕
・建築士、理学療法士または作業療法士の資格を有する者など。（２０１６年現在１２名が登録）
〔アドバイザーの業務の内容〕
・ケアマネジャーやケースワーカー、施工業者とともに対象者の住宅を訪問して、住宅改修に関する相談に応じるとともに、住宅の状況や身体の状況を踏まえて必要な助言を行います。また、必要に応じて、住宅改修に係る見積書や改修図面の確認、改修工事完了後の確認を行います。（２０１４年度は３７７件、２０１５年度は３０３件の派遣を行いました。）

**【アドバイザー派遣による住宅改修事例】**

◆トイレの改修例

【改修前】
段のある和式便器

【改修後】
洋式便器に交換し、段差を解消

## ８　共同配車センターの運営補助事業

担当課：福祉総務課

### ≪目的≫

・近年、少子高齢化の進展などにより、移動制約者の福祉輸送に対するニーズも多様化しています。高齢者や障がい者などの移動制約者が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、福祉輸送サービスの周知及び支援に取り組みます。

### ≪推進の取組内容≫

・「みんなのおでかけマップ」やホームページなどの媒体で福祉輸送サービスの周知を図ります。
・共同配車センターの運営に当たっては、町田市社会福祉協議会が、NPO、タクシー事業者、市と連携し、利用者アンケートの実施などを通じて、サービスの向上や課題解決などの役割を担います。
・市は共同配車センターの運営事業費の補助を行います。

**【共同配車センターの活動状況（２０１５年度）】**

| | 車両数 | 会員数 | 年間運行回数 |
|---|---|---|---|
| あいちゃん号 | ６ | ３７６ | ２，７６０ |
| やまゆり号 | ４ | | ２，２４５ |
| 計 | １０ | ３７６ | ５，００５ |

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 福祉輸送サービスの周知及び支援 | | | | |

**【取組事例】**

◆福祉輸送サービス共同配車センター

単独で公共交通機関の利用が困難な移動制約者の外出を支援しています。「やまゆり号」、「あいちゃん号」の配車・運行、相談、利用登録などを行っています。（利用には事前登録が必要です。）

問合せ先：共同配車センター
TEL(FAX 兼)　０４２-７２７-６３６１

福祉車両への乗車の様子

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## ９　地域コミュニティバスの運行補助事業

担当課：交通事業推進課

**≪目的≫**

・交通空白地区の解消と、すべての人が利用可能な公共交通サービスを目指し、地域コミュニティバス運行支援に取り組みます。

**≪推進の取組内容≫**

・地域の住民で構成される地域組織とバス事業者、行政の三者協働のもとで、４路線のコミュニティバスの運行が行われています。
　〇玉川学園地区・北ルート（玉ちゃんバス）
　〇玉川学園地区・東ルート（玉ちゃんバス）
　〇玉川学園地区・南ルート（玉ちゃんバス）
　〇金森地区・成瀬駅ルート（かわせみ号）
・地域コミュニティバスの導入に当たっては、運行ルートの検討などにおいて地域の住民で構成される地域組織が主体的な役割を担います。
・市は、運行状況に応じた運行事業費の補助を行います。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ４路線の運行継続 | | | | |
| | 新規路線の検討 | | | | |

**【玉ちゃんバス】**

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## 10　歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備）

担当課：道路整備課

**≪目的≫**

・歩道のバリアフリー整備を行い、すべての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を形成します。

**≪推進の取組内容≫**

・主として地域住民が利用する交通量の多い道路や新規の道路築造事業（都市計画道路等）に伴い、だれもが安全で安心して歩ける歩道を設置します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 歩道整備新設延長（２０２０年度までに０．３６ｋｍ） | | | | |

**【歩道のバリアフリー整備事例】**

◆相原駅西口広場、相原駅前通り（都市計画道路３・４・４７号線）のセミフラット型歩道整備

セミフラット型とは、高齢者や視覚障がい者、車いす使用者等を含むすべての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造で、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端（えんせきてんば）高さより低くした歩道形式のことをいいます。

## 11　無電柱化推進事業

担当課：道路整備課

### ≪目的≫

・電線を地中へ埋設することで、電柱の無い良好な景観や、災害に強い街並みを形成します。

### ≪推進の取組内容≫

・幅員１６ｍ以上の新設道路及び無電柱化することで地域の活性化に寄与できる既存道路において、無電柱化を推進します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 無電柱化整備延長　総延長５．０km（町田市施工分）<br>無電柱化整備路線の検討及び設計の着手 | | | | |

**【無電柱化した歩道の事例】**

◆電柱が多数設置され、電線が張りめぐらされている状況

（工事前）

◆電柱が無くなり、すっきりした道路

（工事後）

## 12　歩道舗装補修事業

担当課：道路維持課

### ≪目的≫

・すべての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を整備します。

### ≪推進の取組内容≫

・街路樹の根上りについて解消するため、歩道舗装補修工事を行います。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 歩道舗装補修工事 | | | | |

**【根上がりを解消した歩道舗装補修工事の事例】**

◆工事前

◆工事後

## 13　公園等における市民活動団体等の育成事業

担当課：公園緑地課

### ≪目的≫

・子育て世代をはじめ、高齢者、障がい者等、すべての人の憩いの場である公園などを、利用者や地域団体と市が連携して管理・運営することにより、すべての人が気持ちよく、安全に利用できる公園等を目指すとともに、公園等での活動を通じ地域住民の交流の活性化を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・公園、保全緑地、花壇等における活動団体等の育成及び支援を行います。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ・清掃管理団体の募集・支援の実施<br>・花壇コンクールの開催<br>・緑地保全活動に対する支援 | | | | |

**【公園のバリアフリー整備事例】**

◆相原中央公園のバリアフリー整備事例

公園高台の観測施設まで
連続誘導整備した園路

展望コーナー近くまで
スロープ整備した園路

車いす使用の人も香り
を楽しめる花壇の整備

**【市民活動の事例】**

◆「花壇コンクール」

都市の緑化を推進し“花の香り漂う美しいまちづくり”に寄与することを目的に、１９７３年から実施している「花のまちづくり事業」です。現在約３３０団体が参加し、季節感を表現しています。参加団体には、春用と秋用の花壇苗と肥料などが配布されます。

◆公園の清掃管理

清掃管理団体として登録された市民団体や町内会等の公園清掃管理活動に対し、謝礼金を給付しています。現在約２００団体が活動しています。

推進分野１　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## 14　自転車等駐車場の整備事業

担当課：道路管理課

### ≪目的≫

・駅周辺の自転車等駐車場の整備を行い、放置自転車等を減少させ、歩行者に安心で快適な移動空間を提供します。

### ≪推進の取組内容≫

・駅周辺の自転車等駐車場の整備を促進します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自転車等駐車場の整備促進 | | | | |

**【自転車等駐車場の整備事例】**

◆２０１６年３月に供用を開始した成瀬駅北口路上自転車駐車場

◆２０１６年４月に供用を開始した南町田駅北口地下自転車駐車場

**推進分野１**　施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

## 15　公共トイレ計画推進事業

担当課：環境保全課

### ≪目的≫

・市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境づくりを進めるため、公共トイレの整備を進めます。

### ≪推進の取組内容≫

・公共施設のトイレだけでなく、民間の店舗等の商業施設のトイレ開放協力店を継続的に募集します。
・協力店にはステッカーを配布し、一目でわかる工夫をします。
・協力店の情報を掲載した「公共トイレマップ」を作成し、配布します。またホームページ等に掲載し周知します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 公共トイレ協力店の周知 | | | | |

**【取組事例】**

◆町田駅周辺の「町田市公共トイレマップ」

◆公共トイレ協力店のステッカー

ステッカーを貼っている協力店

推進分野２　情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

重点

## 16　市からの情報発信のバリアフリー化推進事業

担当課：福祉総務課・広報課ほか

### ≪目的≫

・高齢者、障がい者及び子育て世代をはじめとするすべての人が、必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるような「情報バリアフリー」環境の整備を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・市から発信する情報のユニバーサルデザイン化を促進するため、市から発信する郵便物、案内、チラシ、ポスターなどについて、フォントの大きさ、色使い、音声対応、多言語表記など、ユニバーサルデザインの観点から、情報発信のルールを検討します。
・年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず多様な人々に、できる限り公平に伝わるよう市の情報提供のバリアフリー化を進めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 情報発信のルールの検討 | ・ルールに基づく情報発信の周知徹底<br>・情報ユニバーサルデザイン対応状況の改善 | | | |

**【取組事例】**

◆「町田市ホームページ」のトップページ
http://www.city.machida.tokyo.jp/

文字サイズの変更や、音声対応、多言語対応の機能もついています。

推進分野２　情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 17 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

担当課：障がい福祉課

### ≪目的≫

・聴覚障がいがある方が社会生活を送る上で受けるハンディキャップを軽減させ、生活の向上を図ります。

### ≪推進の取組内容≫

・手話通訳者、要約筆記者を派遣しコミュニケーションを支援します。
・手話通訳者派遣制度利用者懇談会を年１回開催し、利用しやすい制度、新しい手話や技術について意見をいただき、以後の派遣活動に活かします。
・要約筆記者の派遣には、手書きとパソコンによるものがあります。利用される方の希望により派遣できるように周知をすすめます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 手話通訳者、要約筆記者の派遣の継続 | | | | |

**【町田市の会議などにおける情報保障】**

◆手話通訳者の派遣

２０１３～２０１５年の３年間の平均件数は、年間１，２７２件です。手話通訳者は市の試験に合格後、登録通訳者として活動を行います。２０１６年１０月現在の登録通訳者は３５名です。

町田市主催の会議における
手話通訳の例

◆要約筆記者の派遣

２０１３～２０１５年の３年間の平均で年間６７件です。要約筆記者は市の試験に合格後、登録要約筆記者として活動を行います。２０１６年１０月現在の登録要約筆記者は２０名です。

町田市主催の会議における
要約筆記の例

## 推進分野２　情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

### 18　「高齢者のための暮らしのてびき」作成

担当課：高齢者福祉課

**≪目的≫**

・高齢者に関わる相談窓口、支援制度･支援事業、関連施設等が掲載された冊子を発行し、高齢者の方が生きがいを持ち、自分らしく安心して生活できるまちを目指します。

**≪推進の取組内容≫**

・「高齢者のための暮らしのてびき」は、必要に応じて改訂し、継続して配布します。また市のホームページでも公開します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 「高齢者のための暮らしのてびき」の発行の継続 | | | | |

**【取組事例】**

◆「高齢者のための暮らしのてびき」
医療・保健や介護保険、高齢者福祉全般に関する案内書として、配布しています。

**推進分野２**　**情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**

## 19　「障がい者サービスガイドブック」の作成

担当課：障がい福祉課

### ≪目的≫

・障がい者に関わる相談窓口、支援制度･支援事業など、福祉サービス情報について掲載された情報冊子を発行し、市民への周知をはかります。

### ≪推進の取組内容≫

・「障がい者サービスガイドブック」を作成し、市や公共施設、障がい者支援センターの窓口で配布します。また、音声版、点字版、ＳＰコード版も別途作成します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 「障がい者サービスガイドブック」発行の継続 | | | | |

**【取組事例】**

◆「障がい者サービスガイドブック」
障がいに関する制度や問合せ先をまとめた福祉サービス情報冊子。年２回改訂を行い、年間約２，０００部発行しています。

**推進分野２**　情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 20　「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信

担当課：子ども総務課

### ≪目的≫

・子育てに関する知りたい情報、役立つ情報などを必要な人に的確に伝えることで、すべての人が安心して子育てのできる環境を創出することを目的とします。

### ≪推進の取組内容≫

・子育てに関する情報を集約したサイトを開設し、町田市の子育ての魅力や子育てに関する各種手続き、子どもセンターなどで実施するイベント情報の提供を行います。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 情報の更新及び配信を継続 | | | | |

**【取組事例】**

◆「子育てサイト」トップ画面

◆３つのカテゴリ「目的からさがす」、「年齢からさがす」「施設からさがす」で情報を提供します。

**推進分野２**　**情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**

## 21 「みんなのおでかけマップ」の整備事業

担当課：福祉総務課

### ≪目的≫

・高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・各施設の整備状況の調査に基づき、情報の更新及び拡充を行い、冊子「みんなのおでかけマップ」として情報提供します。
・「公共トイレマップ」（環境保全課）など、市で発行する関連する情報誌との連携を図ります。

| | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施目標 | ・情報の更新・拡充<br>・市民への配布（１０，０００部）<br>・掲載内容・形態の随時見直し | | | | |

**【取組事例】**

◆「みんなのおでかけマップ」

みんなのトイレ、車いす対応駐車区画、子育て対応設備、オストメイト対応設備などが整備された施設など外出支援情報が掲載されたバリアフリー情報冊子です。市役所、市民センターなどで配布しています。

## 推進分野２　情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

### 22　町田駅周辺駐輪場マップの作成

担当課：道路管理課

**≪目的≫**

・安全な道路環境を維持し、歩行者・自転車利用者が安心して通行できるように、必要な情報を提供します。

**≪推進の取組内容≫**

・町田駅周辺の駐輪場マップの作成・配布を行います。
・安全な自転車利用の普及・啓発を進めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 町田駅周辺駐輪場マップの作成・配布の継続 | | | | |

**【取組事例】**

◆町田駅周辺駐輪場マップ

推進分野３　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

重点

## 23　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業

担当課：福祉総務課、関連する各課

### ≪目的≫

・高齢者や障がい者、子育て世代、外国人など、多様な方への理解を深める「心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン」を地域へ普及啓発することで、地域における「支えあい」や「見守り活動」など、地域福祉の向上を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・第１次計画では、心のバリアフリーなどに関連するコミュニケーション支援ボード※（Ｐ．８０参照）の作成や店舗のユニバーサルデザイン接遇研修、各種啓発冊子の改訂を行いました。また、心と情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発の方法やプログラム内容について、町田市福祉のまちづくり推進協議会「心と情報のバリアフリー推進部会」において検討を行いました。

・検討内容を基に庁内関連各課と連携しながら、市の各イベントや地域での活動などにおける、心のバリアフリー普及啓発の仕組みづくりを検討し、事業の実施と地域における担い手の拡大、協働による地域づくりに取り組みます。

| | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施目標 | 啓発内容の検討及び事業実施 | | | | |

◆市内小学校への
ユニバーサルデザイン出前講座

◆啓発冊子なども活用し、心のバリアフリーの地域へ向けた普及啓発を検討します。

**推進分野３**　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 24　「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業

担当課：福祉総務課

### ≪目的≫

・思いやりの心を醸成し、みんなが互いに支えあうやさしいまちを目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・市立小学校４年生の児童全員に「心のバリアフリーハンドブック」を毎年配布します。
・市民が参加するイベントや講演会などで配布し、心のバリアフリーの周知・啓発を進めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ・市立小学校４年生への配布<br>・市民参加のイベント・講演会などでの配布、活用 | | | | |

**【心のバリアフリーハンドブック】**

◆主に障がいへの理解を深めるための入門書です。２００８年の改訂を経て、心のバリアフリーの普及・啓発のため、小学校の授業や職員研修などで活用されています。

**【取組事例】**

◆市では、筆談の用意があることを示す「耳マーク」を標示するなど、心のバリアフリーの取組を進めています。

耳マークと筆談器

推進分野３　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 25　市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

担当課：指導課・教育センター・福祉総務課

**≪目的≫**

・人々の多様性への気づきや支えあいの心をはぐくみ、街で困っている高齢者、障がい者等に適切に支援することができる知識と技術を身につけられるよう、小中学生への啓発活動を行います。

**≪推進の取組内容≫**

・小学生が、まず福祉を身近なもの、そして支えあうものであるということを認識してもらうための手引書として、市立小学校４年生全員へ引き続き「心のバリアフリーハンドブック」の配布を行います。
・町田市社会福祉協議会をはじめとする地域の団体等と連携して「総合的な学習の時間」などで、手話体験、校外の道路での車いす体験、アイマスク体験等を通じた障がいへの理解や障がい当事者と直接触れ合う取組などを実施します。
・取組の実施後は、アンケート等を実施し、より効果的な取組を検討、実施していきます。
・特別支援学校との交流を進め、一緒に遊ぶことや、ものを作ることを通じ障がいに対する理解を深めます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続して推進 | | | | |

**【町田市立小学校における取組】**

・町田市立小学校では、総合的な学習の時間に、高齢者や障がい者の理解のために、福祉施設への訪問、点字体験、車いす体験、アイマスク体験、手話体験をはじめ、障がい者との交流などの取組が、各学校で行われています。
・かつて行われた特別授業では、福祉のまちづくり推進協議会委員の方や、教育委員、教育委員会が参加し、特別支援教育の視察と講義などが行われ、その中で、障がいのある方から、障がいを乗り越えて活躍している様子を聞き、また子どもたちからは、困っていることはどんなことかなどの質問があり、自分たちに何ができるのかを考えるきっかけとなるようなやりとりが行われました。

推進分野３　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 26 交通安全教育の実施

担当課：市民生活安全課

### ≪目的≫

・交通事故を減少させるため、安全運転や交通マナーの向上についての普及啓発活動を実施します。

### ≪推進の取組内容≫

・子どもから高齢者までの各年代層別に、自動車や自動二輪車、自転車など、交通用具に応じた交通安全教育を実施します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 交通安全教育の実施 | | | | |

【取組事例】

◆中学生を対象とした体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト※（Ｐ．８０参照））の様子

**推進分野３**　**心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進**

## 27　「まちだの福祉」講座運営事業

担当課：生涯学習センター

### ≪目的≫

・社会状況に応じたテーマや当事者による講演や施設見学、実習などの連続講座を通して、高齢者や障がいへの理解を深め、ボランティア人材の育成や「安心して、ともに暮らす地域・仲間づくり」を推進します。

### ≪推進の取組内容≫

・町田市在住、在勤及び在学の方を対象とした「まちだ市民大学ＨＡＴＳ」の「まちだの福祉」講座において、高齢者や障がい者の福祉についての講義や実習、施設見学などのプログラムを実施します。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事業の継続 | | 「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営 | | |

**【福祉講座の事例】**

◆車椅子実習の様子
車椅子を使っている講師陣から、近隣施設のトイレや歩道での使い方や普段の様子をうかがいました。

◆講義　市内の福祉活動実践者による報告

福祉　まちだの福祉

くらしを支える　～ひと・まち・こころ～［全7回］

定員 30名　資料代1,000円

「いろいろ知りたい！福祉のこと」にお応えする入門編です。誰でも年をとります。ある日突然、事故に巻き込まれたり、病気になる可能性もあります。他人事ではなく、自分や家族のくらしにも役立つ"ジブンゴト"として、福祉を学んでみませんか。

曜日・時間　火曜日・14:00～16:00　会場　生涯学習センター　6階学習室1，2 他

×どなたでもお申し込みいただけます。応募者多数の場合は、町田市在住・在勤・在学者を優先します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 5/10（火） | 「ユニバーサルデザイン」による まちづくりってなんですか？ ～赤ちゃんから高齢者までのまちづくり～ | 福祉総務課職員 |
| ② 公開 | 5/24（火） | めざすはパラリンピック！町田の２人に聞く ～タンデム（二人乗り自転車）選手と視覚障がい者柔道選手～ | タンデム選手 鹿沼　由理恵 視覚障がい者柔道選手 石川　信介 |
| ③ | 5/31（火） | 高齢化にも生かせる！車いすを体験してみよう | 町田ヒューマンネットワーク |
| ④ | 6/14（火） | 自分が障がい者になってみて 「障がい者支援の制度」と私たちの暮らし | (有)パーソナルアシスタント 町田取締役　安藤　信哉 スイートピ小金井・知的障害者のつどう会 代表　今井　節子 |
| ⑤ | 6/21（火） | 認知症になってから ～心配せずに暮らし続けたい～ | 町田第1高齢者支援センター |
| ⑥ | 6/28（火） | 意外と身近にある！「高次脳機能障がい」とは ～認知症との違い～ | ひかり療育園 レインボー町田 |
| ⑦ | 7/5（火） | まとめと話し合い | 市民大学プログラム委員 |
| 自由参加 | 7/12（火） | 認知症サポーター養成講座 交流会 | 認知症サポーター キャラバン・メイト 町田地区連絡協議会 町田ボランティアセンター職員 井上　恵子 |

後期プログラムのご案内（予告）

本講座は前期を「福祉の入門編」、後期を「町田の福祉実践編」としてプログラムを組んでいます。
後期は前期の入門編を踏まえて、実習や見学を交えながら、より深く地域での福祉活動について学ぶプログラムとなります。
⇒後期プログラムは9月～12月（全7回）に実施します。募集時期は7月下旬～8月（予定）です。

◆　2016 年度　前期プログラム

推進分野３　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 28　「障がい者青年学級」運営事業

担当課：生涯学習センター

### ≪目的≫

・障がいのある青年が、自立し、より豊かな生活を送ることができる力の獲得を目指します。

### ≪推進の取組内容≫

・障がいのある青年を対象に、社会参加、学習活動の場としての障がい者青年学級を開級し、音楽・スポーツ・演劇・創作活動などに取り組みます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事業の継続 | | 「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営 | | |

**【障がい者青年学級の概要】**

障がい者青年学級は、１９７４年に発足し、２０１６年度１０月現在１７１人の学級生が在席しています。現在は、活動日、活動場所ごとに３学級（公民館・ひかり・土曜）に分かれて活動しています。

◆合宿での調理活動の様子

◆年度末の成果発表会の様子

**【生涯学習センターの事業】**

生涯学習センターでは、「障がい者青年学級」のほかにも、「まちだ市民大学ＨＡＴＳ」、「ことぶき大学」、「家庭教育支援事業」などの事業を実施しています。

**推進分野３**　心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

## 29　市職員の心のバリアフリー研修事業

担当課：職員課・福祉総務課

### ≪目的≫

・市役所を訪れる、高齢者、障がい者をはじめとする多様な人に対し、支えあいのある柔軟な応接ができるよう、市職員の「心のバリアフリー」研修に取り組みます。

### ≪推進の取組内容≫

・新規採用時研修において、職種にかかわらず全員が、市内福祉施設における体験学習を行っているほか、障がいを理解するための講義、一般職員を対象とした障がい者の講話、視覚障がい、聴覚障がい、上下肢機能障がいなどの疑似体験を内容とした研修を行います。
・研修の実施後は、受講者に対するアンケート等を実施し、より効果的な取組を検討し、実施していきます。

| 実施目標 | ２０１７年度 | ２０１８年度 | ２０１９年度 | ２０２０年度 | ２０２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ・職員研修の実施<br>・アンケート等の実施・検討 | | | | |

**【研修の事例】**

◆体験型の研修のようす

車いす体験学習

筋力や指先などの衰えを体験

視力の低下を体験

# 6 福祉のまちづくり推進体制

以下のような体制で計画を推進します。

## １．町田市福祉のまちづくり推進協議会

（１）　位置づけ、構成

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」といいます。）は、福祉のまちづくりの推進に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置されている機関です。事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員により構成されます。

（２）　役割、機能

・計画の評価、検証

福祉のまちづくりの総合的な推進の観点から、計画の評価、検証を行い、課題の提示、必要な助言などを町田市に対して行います。

・市民・ユーザーのニーズの把握

評価、検証に当たっては、各地域における市民や事業者等と連携し、市民参加のワークショップの開催、市民（ユーザー）アンケート調査等を行うことにより、ニーズを踏まえることを基本とします。

## ２．庁内

各課でスパイラルアップを図り、事業改善を行います。必要に応じて関連部署と連携し事業を推進します。

福祉総務課は、協議会庶務及び推進事業の進捗管理を行います。

## ３．取組主体間のネットワークの形成

計画の着実な推進のためには、庁内組織だけでなく、市内の各主体による連携が必要となります。「市民」「団体」「事業者」「関係機関」など、各実施主体によるネットワークの形成をめざし、相互に連携、協働して、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

■推進体制のイメージ図

町田市
（福祉のまちづくり関連事業の担当課）
・事業の実施と自己評価
◆バリアフリー基本構想の進行管理事業
◆市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
◆心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業
ほか、26 事業
事務局
（福祉総務課）
・福祉のまちづくり推進協議会庶務
・推進事業の進捗管理
（交通事業推進課）
・バリアフリー基本構想進行管理
調整
協議会
福祉のまちづくり推進協議会
・外部評価、助言、提案等
協働
協働
地域
町内会
自治会
住民
青少年健全育成
地区委員会
ふれあい
サロン
学校
老人
クラブ
事業者
来街者
ボランティア
ＮＰＯ
各福祉施設
子ども会
民生委員
児童委員

# 資　料　編

# 資料１　町田市の人口等の概況

## １．年齢３階級別の人口推移

町田市の人口推移をみてみると、総人口は2020年をピークに人口減少期に入り、2030年から2060年の期間で減少傾向が強まると見込まれています。

年齢別にみると、年少人口（０歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は、すでに減少期に入っています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、2045年を境に減少に転じると見込まれています。

出典：町田市未来づくり研究所（2014 年度推計）

## ２．要支援・要介護認定者数の推移

町田市の要支援・要介護認定者数の推移をみてみると、年々増加傾向にあります。人口推移をみると、老年人口（65 歳以上）は更に増加傾向にあり、比例して要支援・要介護認定者数の推移は更に増加すると見込まれています。特に、要支援認定者（要支援１）は増加しやすいと考えられます。

出典：町田市統計書（各年度末現在）

## ３．障害者手帳交付数の推移

障害者手帳交付数の推移は微増傾向にあり、大半は身体障害者手帳の交付が主にあります。今後、要支援・要介護者が更に増加することが考えられることから、手帳交付数も増加することが見込まれています。

出典：町田市障がい福祉課（各年度末現在）

## ４．外国人登録者数の推移

中長期滞在や永住者など、住民登録のある外国人は全人口の１％ほどの割合です。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピンの順に多くアジア圏の方が過半数を占めています。

| | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中国（台湾含む） | 2,214 | 2,121 | 1,950 | 1,932 | 1,970 | 2,040 |
| 韓国・朝鮮 | 1,233 | 1,155 | 1,101 | 1,078 | 1,064 | 1,043 |
| フィリピン | 479 | 487 | 463 | 514 | 513 | 540 |
| ベトナム | 72 | 60 | 65 | 74 | 125 | 209 |
| 米国 | 200 | 207 | 172 | 185 | 177 | 201 |
| タイ | 113 | 128 | 109 | 100 | 109 | 118 |
| その他 | 992 | 918 | 887 | 897 | 944 | 993 |
| 登録者数（人） | 5,303 | 5,076 | 4,747 | 4,780 | 4,902 | 5,144 |

出典：町田市統計書（各年１月１日現在）

## 資料２　第１次町田市福祉のまちづくり推進計画の振り返り

### １．自己評価の実施から抽出された課題

自己評価は 38 事業の各担当課が毎年実施するもので、2012 年度から５回、以下の項目について振り返りを行いました。特にプロセス（市民参加、市民意見の反映などを行ってきたか）についての評価に重点を置き、事業の改善につなげました。

| | |
|---|---|
| プロセス評価 | 事業の推進過程で多様な利用者からの意見収集、意見反映などを行い、事業改善につなげているかを確認します。<br><br>≪評価項目≫<br>・市民意見を得る機会を設けたか。<br>・市民意見が施策に反映されたか。<br>・関係機関との連携を図っているか。<br>・取組を広報 PR しているか。<br>・既存の取組を踏まえ工夫改善したか。 |
| 実績評価 | 事業が予定どおり実施できたかを確認します。 |
| 効果評価 | 満足度を把握し事業の振り返りから改善の取組を行っているかを確認します。 |

現状の課題としては、市民参加の機会は設けられているものの、多様な方（すべての人）を対象とした市民参加がまだ十分ではないこと、また、推進事業の効果評価（満足度）が低い傾向もあげられています。

例えば、施設を整備する際、地域に開放することや災害時の避難所となることも考慮すると多様な意見を収集することが重要となります。つまり、ユニバーサルデザインの観点から、全ての人を対象と捉え、施設整備にあたる必要があります。

また、これまでの自己評価の継続的な取組により、事業担当者における福祉のまちづくりへの意識は高まっていると考えられます。しかし自己評価の取組をより効果的なものとするには、過去の評価結果を十分に活用することも大切です。

今後の課題としては、評価結果のデータベースを作成し、活用できる環境を整備、そして利用を促進する検討も必要です。

## ２．３８事業の取組結果（成果）

第１次計画における各事業の進捗状況と課題等は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 推進分野の凡例 | １:施設のバリアフリー整備の推進　２:情報のバリアフリーの推進<br>３:心のバリアフリーの推進　４:移動困難者等の移動支援の推進 |
| 進捗の凡例 | ◎:実施済み　○:進行中　△:未実施 |

| 推進分野 | １.福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 条例及び適合証制度の普及・啓発の検討と実施 | 2012～2016 | △ |
| 課題等 | アンケート調査を行いましたが回答数が少なく、適合証制度普及に向けた取組に至りませんでした。適合証を取得する事業所へのメリットも含めた普及啓発について引き続き検討する必要があります。 | | |

| 推進分野 | ２.市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 成瀬センター（建替基本設計～供用開始） | 2012～2015 | ◎ |
| | 玉川学園文化センター（建替基本計画策定～工事着手） | 2012～2016 | ○ |
| | (仮称)忠生地区子どもセンター（建築工事～供用開始） | 2012～2013 | ◎ |
| | (仮称)町田地区子どもセンター（2012 年度基本計画策定） | 2012～2016 | ◎ |
| 課題等 | 成瀬センター（成瀬コミュニティセンター）、各子どもセンターは供用を開始しました。<br>玉川学園文化センター（玉川学園コミュニティセンター）は設計段階です。<br>（2016 年度末現在） | | |

| 推進分野 | ３.市の既存建築物のバリアフリー改修事業（小学校・中学校のトイレ改修事業） | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 2016 年度までに 27 校のトイレ改修を行う | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 23 校のトイレ改修工事を行いました。 | | |

| 推進分野 | ４.バリアフリー化整備資金助成事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | バリアフリー化整備資金助成事業の周知及び事業活用の促進 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 周知の方法を改善しながら、引き続きバリアフリー化を検討する市内中小企業者への支援策として、周知活動を実施します。 | | |

| 推進分野 | ５.住宅改修工事助成事業(加齢対応型住宅改修工事) | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 助成事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 助成件数は 164 件（2012～2014 年度）です。利用者アンケート、申請手続の見直しなど事業改善を行いながら引き続き事業を継続していきます。 | | |

| 推進分野 | ６.住宅改修アドバイザー派遣事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 派遣事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 年間約 350 件の住宅改修アドバイザーの派遣を実施しました。より質の高いアドバイスが行えるよう、研修会などを取入れ、引き続き事業を推進します。 | | |

| 推進分野 | ７.バリアフリー基本構想の策定及び整備推進事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 10 地区の基本構想の策定および特定事業の実施 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 今後は基本構想の定期的な見直しおよび、進行管理を継続する必要があります。 | | |

| 推進分野 | ８.駅前広場整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 「南町田駅前広場」「相原駅前広場」の整備実施・完成 | 2012～2016 | ◎ |
| 課題等 | 2015 年度に相原駅西口広場を、2016 年度に南町田駅北口広場を整備しました。 | | |

| 推進分野 | ９.鉄道駅周辺移動環境整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | 町田バスセンター西１号デッキエレベーター設置工事・供用 | 2012～2016 | ◎ |
| | 南町田駅南北自由通路検討・設計終了 | | ○ |
| 課題等 | 継続する事業については、意見収集を行いながら事業を継続していく必要があります。 | | |

| 推進分野 | １０.ノンステップバスの導入支援事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| １・４ | | | |
| 目標 | 事業者への継続した支援。事業の見直し検討 | 2012～2016 | ◎ |
| 課題等 | バリアフリー社会の推進に伴い、各バス事業者において、自主的にノンステップバスが導入される状況に変化しているため、事業を終了します。 | | |

| 推進分野 | １１.地域コミュニティバスの運行補助事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| １・４ | | | |
| 目標 | 4 路線の運行継続及び追加路線の検討及び運行実施(2 路線) | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 各地域や警視庁との協議を重ね、事業を推進してきました。引き続き 4 路線の運行と追加路線の検討を行います。 | | |

| 推進分野 | １２.バス停の乗降環境改善整備(バス走行環境改善事業) | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 1 | | | |
| 目標 | バス停のバリアフリー化工事 47 ヶ所 | 2012～2016 | ◎ |
| 課題等 | 2016 年度までにバス停のバリアフリー化整備を 47 ヶ所全て完了しました。 | | |

| 推進分野 1 | １３.歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備事業) | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 歩道整備新設延長(2016 年度までに 0.6km) | 2012～2016 | ◎ |
| 課題等 | 今後も継続して安全、安心して歩ける歩道の整備を進めます。 | | |

| 推進分野 1 | １４.無電柱化推進事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 無電柱化整備 総延長 5.3km(町田市施工分) | 2013～2016 | ○ |
| 課題等 | 良好な景観、災害に強い街並みを形成する目標のもと、引き続き、事業を推進していく必要があります。 | | |

| 推進分野 1 | １５.街路樹(根上がり)の再整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 歩道舗装補修工事・街路樹(根上がり)の歩道再整備 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | つくし野中央桜通りの整備を行いました。今後も必要な路線について補修工事を行います。 | | |

| 推進分野 1 | １６.公園施設長寿命化計画に基づく公園整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 整備計画策定・改修整備設計および整備事業の実施 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 公園の長寿命化計画を策定しました。今後は長寿命化計画に基づき事業を推進していきます。 | | |

| 推進分野 1 | １７.公園等における市民活動団体等の育成事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 清掃管理団体の募集・支援、花壇コンクールの開催、緑地保全活動の支援 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 約 330 団体が参加する花壇コンクールや、約 200 団体が公園の清掃管理を行っています。今後も活動団体の活性化などを目指し、事業を継続します。 | | |

| 推進分野 1 | １８.町田駅周辺駐車場マップ・駐輪場マップの整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 町田駅周辺駐車場マップ・駐輪場マップの作成・配布の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 地図情報の更新を行い、配布を継続してきました。今後は自転車等の放置台数削減のため、広く駐輪場マップの周知を行っていきます。 | | |

| 推進分野 1 | １９.自転車等駐車場の整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 目標 | 自転車等駐車場の新設・増設、整備(2016 年度までに 19,500 台) | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 町田、成瀬、南町田等の各駅周辺において整備を行い、収容台数が 1,224 台増加しました。適した用地の減少が課題ですが、今後も継続して事業を推進していきます。 | | |

| 推進分野 | ２０.公共トイレ計画推進事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| １・２ | | | |
| 目標 | 駅前公共トイレ整備(成瀬駅) | 2012 | ◎ |
| | 公共トイレ協力店の拡大・「公共トイレマップ」の改訂版作成 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 協力店の拡大とマップの改訂を行いました。引き続き情報を広く発信し、安心してトイレを利用できる環境づくりを進めます。 | | |

| 推進分野 | ２１.コミュニケ―ション支援ボードの活用事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２・３ | | | |
| 目標 | 使い方マニュアル作成・研修プログラムの作成と実施 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | マニュアルの作成、当事者へのヒアリング、商店街へのアンケート、接遇研修を行いました。今後は、心のバリアフリー啓発事業の中での活用など検討が必要です。 | | |

| 推進分野 | ２２.情報バリアフリーハンドブックの改訂・活用事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２ | | | |
| 目標 | 情報バリアフリーハンドブックの改訂 | 2012 | ◎ |
| | 改訂版発行・配布・活用状況の確認 | 2013～2016 | ○ |
| 課題等 | 冊子の改訂作業を終了し、活用方法について検討を行いました。今後は、心のバリアフリー啓発の中での活用など検討が必要です。 | | |

| 推進分野 | ２３.市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２ | | | |
| 目標 | 情報発信のルール検討 | 2012～2013 | ◎ |
| | ルールに基づく情報発信の徹底、対応状況の確認、改善、促進 | 2014～2016 | ○ |
| 課題等 | 情報取得者や発信者へのアンケート、ヒアリング、ワークショップを開催し、それらをもとに情報発信のルールづくりを行いました。今後は、周知徹底が課題となります。 | | |

| 推進分野 | ２４.手話通訳者・要約筆記者の派遣事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２ | | | |
| 目標 | 手話通訳者、要約筆記者の派遣の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 今後も継続して派遣を行います。手話通訳者、要約筆記者の登録者数を増やすこと、パソコン要約筆記の周知なども課題となっています。 | | |

| 推進分野 | ２５.高齢者のための暮らしのてびき作成 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２ | | | |
| 目標 | 高齢者のための暮らしのてびきの発行の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | わかりやすい冊子とするため、冊子名や内容等の変更、改善を行い配布してきました。今後も広く意見を収集しながらより良い冊子となるよう検討を継続する必要があります。 | | |

| 推進分野 | ２６.障がい者サービスガイドブックの作成 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２ | | | |
| 目標 | 「障がい者サービスガイドブック」発行の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 年 2 回作成し配布してきました。また障がい特性に配慮し、音声版や点字版なども作成しています。今後も適宜改善しながら情報提供を行う必要があります。 | | |

| 推進分野 | ２７.のびっこ(町田市子育て情報誌)作成 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 2 | | | |
| 目標 | 「のびっこ」発行の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 子育て世代が得たい情報を整理、更新しながら発行を継続してきました。今後は、子育て情報サイトを整備する予定です。 | | |

| 推進分野 | ２８.「みんなのおでかけマップ」の整備事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| ２・４ | | | |
| 目標 | 情報の更新・拡充・配布。掲載内容・形態の見直し | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 毎年情報を更新し、1 万部を発行、配布してきました。掲載情報の増加もあり、「見やすさ」について検討する必要があります。 | | |

| 推進分野 | ２９.心のバリアフリーハンドブックの活用事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 市立小学校 4 年生への配布。イベント・講演会等での活用。 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 市内小学校への配布のほか、中学校や各種研修、講演会等で配布をしました。小学校への配布を継続するとともに、より広く活用できるよう、心のバリアフリー啓発での活用も検討していきます。 | | |

| 推進分野 | ３０.市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 継続した心のバリアフリー教育の推進 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 小学校で障がい理解活動を、また小中学校を対象に特別支援学級との交流教育などを実施してきました。今後も取組の充実を図りながら継続していく必要があります。 | | |

| 推進分野 | ３１.交通安全教室の実施 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 交通安全教室の実施 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 年平均、約 30 校の小学校、約 7 校の中学校で自転車教室を実施したほか啓発事業にも取り組みました。今後はより広い世代の方々に対した啓発活動についての検討が必要です。小学校・中学校で自転車教室を実施したほか、町田市民交通安全フェスティバルや高齢者体験型交通安全講習会を開催しました。今後はより広い世代の方々に対して啓発を行っていく必要があります。 | | |

| 推進分野 | ３２.「まちだの福祉」講座運営事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 「生涯学習センター」の事業計画に基づいた事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 2012 年度は通年で施設実習講座を実施し、2013 年度からは、7 回の連続講座を年 2 回実施し、年間のべ約 300 人の参加がありました。アンケートをとおして、今後も福祉に関する関心ごとに注視し、企画運営に反映させていきます。 | | |

| 推進分野 | ３３.「障がい者青年学級」運営事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 「生涯学習センター」の事業計画に基づいた事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 年間 48 回程度活動を行い、社会参加や学習活動の場を提供してきました。今後も事業を継続してくために、ボランティアスタッフの安定的な確保などが課題となっています。 | | |

| 推進分野 | ３４.店舗のユニバーサルデザイン接遇の普及事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 店舗のユニバーサルデザイン普及啓発活動 | 2013～2016 | △ |
| 課題等 | 2012 年度に市内商店街の方々を対象にアンケート調査、心のバリアフリー接遇研修を行いましたが、2013 年度以降は事業実施に至りませんでした。今後は心のバリアフリー啓発の中に含めるなど、手法、仕組みづくりの検討が必要です。 | | |

| 推進分野 | ３５.市職員の心のバリアフリー研修事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 3 | | | |
| 目標 | 職員研修の実施およびアンケート等の実施と検討 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 新規採用職員への研修のほか、高齢者・障がい者との接し方研修を 2015 年度より実施しています。接し方研修については未受講者に対して実施していく必要があります。 | | |

| 推進分野 | ３６.福祉輸送サービス共同配車センターの拡充 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 4 | | | |
| 目標 | 「共同配車センター」事業の事業内容、運営システム等の検証及び見直し。外出支援に資する情報提供の拡充 | 2012 | ○ |
| | 「共同配車センター」の効率的運営、実績評価と見直し・検討 | 2013～2016 | ○ |
| 課題等 | 町田市社会福祉協議会ほか、関連する団体と課題や対応策等を共有してきました。今後は、より多くの方が、おでかけできるよう配車センターと連携を図り、支援の継続と、広くサービスの周知を行う必要があります。 | | |

| 推進分野 | ３７.心身障がい者通院交通費助成事業 | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 4 | | | |
| 目標 | 助成事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 身体障がい者及び知的障がい者に対し通院に係る交通費の一部を助成してきました。事業は引き続き継続します。 | | |

| 推進分野 | ３８.移動支援事業（ガイドヘルパー派遣） | 期間（年度） | 進捗 |
|---|---|---|---|
| 4 | | | |
| 目標 | 派遣事業の継続 | 2012～2016 | ○ |
| 課題等 | 年間約 4,500 人（延べ人数）への移動支援を提供してきました。事業は引き続き継続します。 | | |

## 資料３　福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査（抜粋）

### １.目的

本調査は、福祉のまちづくりに関する課題を抽出し、第２次町田市福祉のまちづくり推進事業策定における基礎資料とすることを目的としています。なお、2016 年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）や 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック等を視野に入れて調査を実施しました。

### ２.調査対象

経年比較を行うことを考慮し、前回の調査と同様の属性としました。

| 対象 | 備考 |
|---|---|
| 高齢者 | 元気高齢者、要支援・要介護者[要支援1～2、要介護者 1～5] |
| 障がい者 | 身体障害者手帳[肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、内部障害]、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳　所持者 |
| 子育て中の親 | 町田市立保育園の 1～2 歳児クラスに通う子育て中の親 |

### ３.調査期間と回収状況

本調査の調査期間、配布数、回収数、回収率は以下のとおりです。

| 調査期間 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 2015 年 11 月 26 日～2015 年 12 月 7 日 | 1,513 通 | 778 通 | 51.4% |

### ４．調査項目

本調査の調査項目は以下のとおりです。

- ○ 回答者の基本属性
- ○ 外出状況について
- ○ 道路について
- ○ 路線バスについて
- ○ 公共施設について
- ○ 窓口対応などのコミュニケーションについて
- ○ 市からの情報提供発信について
- ○ 心のバリアフリーについて
- ○ 障がい者への差別や配慮の状況について
- ○ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催について
- ○ 災害時について
- ○ パンフレット等の認知度について

## ５．主な調査結果

### ○外出頻度について

問．外出する回数はどのくらいですか？（１つに○）

≪経年比較≫

高齢者・障がい者では「ほぼ毎日」と「週に３回以上を」合わせると、平成 27 年は 68.6%、平成 23 年は 64.3%で 4.3 ポイントの増加となっています。子育て中の親では「ほぼ毎日」が、平成 27 年は 100%、平成 23 年は 93.7%で 6.3 ポイントの増加となっています。

高齢者･障がい者 （回答者数｜ 平成 27 年:716 ／ 平成 23 年:738）

子育て中の親 （回答者数｜平成 27 年:51 ／ 平成 23 年:63）

## ○道路について

問．道路で問題を感じると回答された理由について教えて下さい。（複数回答）

≪経年比較≫

高齢者・障がい者では「歩道を走る自転車が多くて危険」が、平成 27 年は 48.7%、平成 23 年は 41.9%で、6.8 ポイントの増加となっています。子育て中の親では「歩道を走る自転車が多くて危険」が、平成 27 年は 40.9%、平成 23 年は 17.8%で、23.1 ポイントの増加となっています。

高齢者・障がい者 （回答者数｜ 平成 27 年:489 ／ 平成 23 年:391）

子育て中の親 （回答者数｜ 平成 27 年:44 ／ 平成 23 年:45）

## ○公共施設について

問. 公共施設を利用する際に問題等を感じると回答された理由を教えて下さい。
（複数回答）

≪経年比較≫

高齢者・障がい者では「特に問題や不便を感じない」が、平成 27 年は 50.8%、平成 23 年は 29.2%で、21.6 ポイントの増加となっています。子育て中の親では「施設に駐車スペースがない」が、平成 27 年は 28.6%、平成 23 年は 10.5%で、18.1 ポイントの増加となっています。また、「授乳室やキッズコーナーがない」が、平成 27 年は 18.4%、平成 23 年は 7.0%で、11.4 ポイントの増加となっています。

高齢者・障がい者 （回答者数｜ 平成 27 年:476 ／ 平成 23 年:548）

子育て中の親（回答者数｜ 平成 27 年:49 ／ 平成 23 年:57）

## ○窓口対応などのコミュニケーションについて

問. 市役所の窓口対応や手続きをする際に不便と感じることはありますか？
（複数回答）

≪経年比較≫

高齢者・障がい者では「特に不便を感じない」が、平成 27 年は 60.6%、平成 23 年は 27.6%で、33.0 ポイントの増加となっています。子育て中の親では「特に不便を感じない」が、平成 27 年は 76.5%、平成 23 年は 38.1%で、38.4 ポイントの増加となっています。

高齢者・障がい者（回答者数｜ 平成 27 年:716 ／ 平成 23 年:738）

子育て中の親（回答者数｜ 平成 27 年:51 ／ 平成 23 年:63）

## ○心のバリアフリーについて

問.　「心のバリアフリー」をご存知ですか？（１つに○）

高齢者・障がい者では「言葉も意味も知らなかった」が 294 人（41.1%）で最も多く、次いで「言葉は知っていたが意味は知らなかった」が 171 人（23.9%）となっています。子育て中の親では「言葉も意味も知らなかった」が 35 人（68.6%）で最も多く、次いで「言葉も意味も知っていた」が 14 人（27.5%）となっています。

問.　「心のバリアフリー」を大切だと思いますか？（１つに○）

高齢者・障がい者では「大切だと思う」が 586 人（81.8%）で最も多くなっています。子育て中の親においても「大切だと思う」が 47 人（92.2%）で最も多くなっています。

## ○パンフレット等の認知度について

問. 町田市が発行しているパンフレット及び町田市の取組について知っているものを教えてください。（複数回答）

≪経年比較≫

高齢者・障がい者では「心のバリアフリーハンドブック」が、平成 27 年は 2.9%、平成 23 年は 1.9%で、1.0 ポイントの増加となっており、「情報バリアフリーハンドブック」が、平成 27 年は 3.1%、平成 23 年は 1.9%で 1.2 ポイントの増加となっています。子育て中の親では「心のバリアフリーハンドブック」が、平成 27 年は 0%、平成 23 年は 4.8%で、4.8 ポイントの減少となっており「情報バリアフリーハンドブック」が、平成 27 年は 0%、平成 23 年は 1.6%で 1.6 ポイントの減少となっています。

高齢者・障がい者 （回答者数｜ 平成 27 年:716 ／ 平成 23 年:738）

※ヘルプカードは平成 27 年から追加

子育て中の親 （回答者数｜ 平成 27 年:51 ／ 平成 23 年:63）

※ヘルプカードは平成 27 年から追加

**ヘルプカードをご存知ですか？**

ヘルプカードとは、障がいのある方や難病の方などの援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。

ヘルプカード表紙

ヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合には、積極的に声をかけ、ヘルプ手帳の記載内容にそった支援をお願いします。

## 資料４　第２次町田市福祉のまちづくり推進計画策定までの経緯

第８期町田市福祉のまちづくり推進協議会・推進部会の活動及び計画策定の検討経過は次のとおりです。

### １．町田市福祉のまちづくり推進協議会

| | 開催日・場所 | 検討概要等 |
|---|---|---|
| **第１回** | （開催日）<br>2015 年 7 月 27 日（月）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>3 階 3-1 会議室 | （審議事項）<br>〇町田市福祉のまちづくり推進協議会の進め方について<br>〇福祉のまちづくりに関する市民アンケート調査の実施について<br>（報告事項）<br>〇第7期活動の確認について<br>〇バリアフリー基本構想の進行管理について<br>〇福祉のまちづくり推進事業の自己評価結果について<br>〇市民参加及び評価方法について |
| **第２回** | （開催日）<br>2016 年 2 月 16 日（火）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>3 階 3-1 会議室 | （審議事項）<br>〇評価手法・市民参加について<br>〇次期計画の策定について<br>（報告事項）<br>〇バリアフリー基本構想進行管理体制図の確認について<br>〇心と情報のバリアフリー推進部会について<br>〇施設整備のバリアフリー推進部会について |
| **第３回** | （開催日）<br>2016 年 8 月 2 日（火）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>3 階 3-1 会議室 | （審議事項）<br>〇諮問<br>〇町田市福祉のまちづくり推進協議会の進め方について<br>〇第2次計画策定の方針について<br>（報告事項）<br>〇第8期活動の振り返り(中間活動報告)<br>〇福祉のまちづくり推進事業の自己評価結果について<br>〇福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査結果 |

| | 開催日・場所 | 検討概要等 |
|---|---|---|
| **第４回** | （開催日）<br>2016 年 11 月 14 日（月）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>3 階 3-1 会議室 | （審議事項）<br>〇第２次福祉のまちづくり推進計画の素案について<br><br>（報告事項）<br>〇町田市バリアフリー基本構想の進行管理について |
| **第５回** | （開催日）<br>2017 年 1 月 30 日（月）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>3 階 3-1 会議室 | （審議事項）<br>〇パブリックコメント実施結果について<br>〇第２次福祉のまちづくり推進計画答申案について<br><br>（報告事項）<br>〇バリアフリー基本構想の見直しについて |

2015 年 7 月 27 日　第1回協議会の様子

2016 年 2 月 16 日　第2回協議会の様子

**【福祉のまちづくり推進計画案の答申】**

２０１７年２月８日に、川内協議会会長から市長へ答申書が手渡されました。

## ２．心と情報のバリアフリー推進部会

| | 開催日･場所 | 検討概要等 |
|---|---|---|
| 第1回 | （開催日）<br>2015 年 8 月 26 日（水）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>2 階　2-2 会議室 | ○心と情報のバリアフリー推進部会の今年度の進め方について<br>○情報バリアフリーハンドブック及び心のバリアフリーハンドブックの活用について<br>○印刷物のユニバーサルデザインルールブックについて |
| 第 2 回 | （開催日）<br>2015 年 10 月 27 日（火）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>2 階　2-2 会議室 | ○情報バリアフリーハンドブック及び心のバリアフリーハンドブックの周知及び活用方法の方針について<br>○心のバリアフリーを推進するための具体的なプログラムの検討について |
| 第 3 回 | （開催日）<br>2016 年 3 月 14 日（月）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>2 階　2-2 会議室 | ○福祉のまちづくりに関する市民アンケート結果等について<br>○心のバリアフリーの推進における今後の方向性について（案） |

2015 年 8 月 26 日　第1回推進部会の様子

2015 年 10 月 27 日　第2回推進部会の様子

## ３．施設整備のバリアフリー推進部会

| | 開催日･場所 | 検討概要等 |
|---|---|---|
| **第1回** | （開催日）<br>2015 年 12 月 7 日（月）<br>（場所）<br>忠生市民センター | ○施設見学<br>○施設見学のまとめ<br>○評価事前説明･質疑応答<br>○外部評価<br>○まとめ |
| **第2回** | （開催日）<br>2015 年 12 月 21 日（月）<br>（場所）<br>町田市庁舎<br>2 階　2-2 会議室 | ○忠生市民センター･点検結果について<br>○忠生市民センター･外部評価結果について |

2015 年 12 月 7 日
第1回推進部会（施設見学）の様子

2015 年 12 月 21 日　第 2 回推進部会の様子

## 第８期福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

2015 年 7 月 27 日～2017 年 3 月 31 日

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|---|---|---|
| 学識 | ◎川内（カワウチ） 美彦（ヨシヒコ） | 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授 |
| 学識 | ○佐藤（サトウ） 克志（カツシ） | 日本女子大学家政学部住居学科教授 |
| 学識 | 藤井（フジイ） 直人（ナオト） | 神奈川県立保健福祉大学非常勤講師 |
| 事業者 | 大宇根（オオウネ） 成子（シゲコ） | NPO法人町田すまいの会 代表 |
| 事業者 | 岡本（オカモト） 恵子（ケイコ） | NPO法人子ども広場あそべこどもたち理事 |
| 事業者 | 清原（キヨハラ） 理（オサム） | 対話のデザイン研究所 代表 |
| 事業者 | 香西（コウザイ） 伸彦（ノブヒコ） | （株）イヅミ建築設計事務所専務取締役 |
| 事業者 | 後藤（ゴトウ） 忠（タダシ） | （一社）東京都建築士事務所協会町田支部副支部長 |
| 事業者 | 森口（モリグチ） 美千恵（ミチエ） | 町田市精神障害者さるびあ会本部委員<br>2015.7～2016.8 |
| 事業者 | 菊地（キクチ） 登美（トミ） | 町田市精神障害者さるびあ会本部委員<br>2016.8～2017.3 |
| 市民 | 荒井（アライ） 仁（シノブ） | 一般公募 |
| 市民 | 風間（カザマ） 博明（ヒロアキ） | 町田市身体障害者福祉協会会長 |
| 市民 | 河野（コウノ） 英夫（ヒデオ） | 町田市老人クラブ連合会 |
| 市民 | 志水（シミズ） 勇祐（ユウスケ） | （株）三和住建取締役会長 |
| 市民 | 鈴木（スズキ） 令乃（オサノ） | 町田市聴覚障害者協会<br>2015.7～2016.11 |
| 市民 | 玉木（タマキ） 浩人（ヒロト） | 町田市聴覚障害者協会会長<br>2016.11～2017.3 |
| 市民 | 関根（セキネ） 善一（ヨシカズ） | 歩帆路合同会社 |
| 市民 | 土田（ツチダ） 由紀子（ユキコ） | 町田サファイアクラブ（障がい者の親ネットワーク）代表 |
| 市民 | 根本（ネモト） 勝（マサル） | 一般公募 |
| 市民 | 安野（ヤスノ） イヨ子（コ） | 町田中途失聴・難聴者友の会代表 |
| 行政 | 工藤（クドウ） 秀仁（ヒデヒト） | 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課<br>課長代理（やさしいまちづくり推進担当） |
| 行政 | 嶋岡（シマオカ） 浩栄（コウエイ） | 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課<br>課長代理（福祉のまちづくり担当） |

◎会長　○職務代理

## 資料５
## 町田市福祉のまちづくり総合推進条例　　平成５年１２月２４日条例第４２号

目次

前文
第1章　総則（第1条―第8条）
第2章　福祉のまちづくりを推進するための基本的事項
　第1節　健康の確保（第9条―第11条）
　第2節　社会参加の促進（第12条―第17条）
　第3節　情報、心のバリアフリー、サービス等に係る取組（第18条―第24条）
第3章　推進計画の策定（第25条・第26条）
第4章　都市施設等の整備
　第1節　都市施設の整備（第27条―第30条）
　第2節　特定都市施設の整備（第31条―第41条）
　第3節　駐車区画の整備等（第42条・第43条）
　第4節　車両等の整備（第44条・第45条）
　第5節　住宅等の整備（第46条―第48条）
第5章　福祉のまちづくり推進協議会（第49条）
第6章　雑則（第50条）
附則

### 前文

すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に持つことにより自己実現を果たせる社会を実現することは、私たちの願いであり、責務でもある。

町田市では、1974年（昭和49年）全国に先駆けて町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定し、「車いすで歩けるまちづくり」を市政の基本として、高齢者、障がい者、妊産婦そして子どもたちと、すべての市民にとって住みやすいまちづくりに努力してきたところである。

この要綱に基づく福祉のまちづくりは、事業者をはじめとする市民を強制するものではなく、公共の福祉の増進のための理解と協力を求める方法によって進められ、道路の段差解消、手すりの設置等において大きな成果を生むとともに、全国の自治体にも反響を呼び、福祉のまちづくりのモデルともなっている。

その後、1993年（平成5年）には、この条例を制定することにより、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリー化等、福祉のまちづくりの先駆的な取組を行ってきた。

しかし、21世紀に入り、高齢化や少子化が一層進み、社会がこれまで以上に多様化している。こうした社会の変化を踏まえ、すべての人が基本的人権を尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、心のバリアフリーやユニバーサルデザインをはじめ、福祉のまちづくりを総合的に推進していくとともに、地域社会における連携を深め、相互に協力する必要がある。

さらなる未来に向けて、すべての人にとって住みやすいまちづくりを推進していくために、市民の総意で取り組む決意をもって、この条例を制定する。

### 第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、福祉のまちづくりに果たすべき町田市（以下「市」という。）、市民及び事業者それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりを推進するための基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もってすべての人が安心して快適に住み続けることのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 心のバリアフリー　心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方をいう。

(2)ユニバーサルデザイン　年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

(3)都市施設　病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で市規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4)特定都市施設　都市施設のうち、特に施設の整備を推進する必要のあるもので、規則で定める種類及び規模のものをいう。

**(市の基本的責務)**

第3条　市は、この条例の趣旨にのっとり、福祉のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2　市は、市の行うすべての施策において、前項の施策を適切かつ確実に実施するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

**(施策の基本的方針)**

第4条　前条第1項の施策は、次に掲げる基本的方針に基づき策定されなければならない。

(1)すべての市民がひとりの人間としての自主性を尊重されること。

(2)すべての市民が自立して、共に暮らすことができる豊かな地域社会づくりを推進すること。

(3)すべての市民の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。

(4)すべての市民が自らの意思で自由に行動でき、及び安心して生活できる都市環境整備を推進すること。

**(市民の権利と基本的責務)**

第5条　市民は、法令、条例、規則等の定めるところにより実施される、福祉に関する各種のサービスを等しく受ける権利を有するとともに、当該サービスに相当する負担を負わなければならない。

(事業者の基本的責務)

第6条　事業者は、地域社会の一員であることを自覚し、その事業活動が地域社会に密接な影響を与えることに配慮し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、市長が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

**(地域社会における連帯の形成)**

第7条　市民は、地域社会の一員であることを自覚し、相互の交流を深めることにより、地域社会における連帯(以下「地域連帯」という。)の形成に努めていかなければならない。

**(事業者による地域連帯の形成に関する協力)**

第8条　事業者は、地域連帯の形成を促進するため、その有する人材、資力又はその所有若しくは管理に係る施設を提供するなど、地域への協力に努めなければならない。

## 第2章　福祉のまちづくりを推進するための基本的事項

### 第1節　健康の確保

**(健康の保持増進)**

第9条　市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとする。

**(保健医療の充実)**

第10条　市は、医師会その他の関係機関と連携し、健康教育の充実、健康増進体制の整備、医療機関の計画的な整備、救急医療体制の整備並びに高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人のための施設の整備等に努めるものとする。

**(自主的な健康づくり)**

第11条　市民は、健康に関する認識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めなければならない。

### 第2節　社会参加の促進

**(生涯学習・文化活動の機会の保障)**

第12条　市は、市民自らがその能力を開発し、又は社会に貢献することができるよう、生涯を通じて学習をする機会及び自由な文化活動を行う機会を

設けるよう努めるものとする。

（子育て支援施策及び子育て支援環境の整備）

第13条　市は、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支える施策の充実に積極的に取り組むとともに、男女が共に育児にかかわる子育て支援環境の整備に努めるものとする。

（就業機会の創出等）

第14条　事業者は、就業を希望する高齢者、障がい者等に対し、広く就業の機会を創出し、及び雇用関係を安定させるよう努めなければならない。

（就業対策の推進）

第15条　市は、高齢者、障がい者その他の就業が困難な者の就業機会の確保の支援、労働能力の開発、訓練施設の整備等に努めるものとする。

（高齢者、障がい者等の自立）

第16条　高齢者、障がい者等は、自らの能力を最大限に活用し、又は訓練することにより自立に努め、市長は、その自立を支援するよう努めるものとする。

（社会福祉施設を運営する者の責務）

第17条　社会福祉施設を運営する者は、入所者等と地域社会の関係が維持されるよう配慮するとともに、高齢者、障がい者等がその施設を利用できるよう努めなければならない。

### 第3節　情報、心のバリアフリー、サービス等に係る取組

（安全で快適な利用等のための情報提供等）

第18条　市、市民及び事業者は、福祉のまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し、情報の共有に努めるものとする。

2　市は、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供並びに指導及び助言に努めるものとする。

3　市は、市民、事業者等が行う先導的な取組が福祉のまちづくりの推進に資すると認めるときは、その取組の普及に努めなければならない。

（心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発）

第19条　市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発に努めるものとする。

2　市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発に努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第20条　市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

（身体障害者補助犬の周知）

第21条　市は、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定するものをいう。）を同伴していること等を理由に、都市施設の利用を妨げられることのないよう、広く周知に努めるものとする。

（在宅福祉サービスの提供）

第22条　市は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民に対し、在宅での生活を適切に支えるためのサービスを行うものとする。

（在宅福祉への理解と協力）

第23条　市民は、在宅福祉の重要性を認識し、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民の生活を支援するよう努めなければならない。

（外出支援サービスの充実促進）

第24条　市は、高齢者、障がい者その他の外出に支障のある市民に対し、外出を支援するためのサービスの充実に努めなければならない。

## 第3章　推進計画の策定

（計画の策定）

第25条　市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)福祉のまちづくりに関する目標

(2)福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3)福祉のまちづくりに関する施策を推進するため

に重要な事項

3 市長は、推進計画の策定に当たり、市民及び事業者の意見を聴くとともに、福祉のまちづくりに関する施策の評価を行い、その結果を推進計画に反映させるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

**（推進体制の整備）**

第26条 市長は、市、市民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第4章 都市施設等の整備

### 第1節 都市施設の整備

**（整備基準）**

第27条 市長は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が都市施設を円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）の判断の基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

(1) 出入口の構造に関する事項

(2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項

(3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項

(4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項

(5) 道路及び公園の園路の構造に関する事項

(6) ベビーチェア及びベビーベッド等の設置に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人の利用に配慮すべき事項

**（整備基準への適合努力義務）**

第28条 施設所有者等は、自ら所有し、又は管理する都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 施設所有者等は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

**（整備基準適合証の交付及び都市施設の検査）**

第29条 施設所有者等は、都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該都市施設が、整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

3 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該都市施設の関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の検査の結果、当該検査に係る都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

**（市の施設の先導的整備等）**

第30条 市は、自ら設置する都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備するものとする。

2 市長は、国、東京都その他規則で定める公共的団体に対し、これらが設置する都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

### 第2節 特定都市施設の整備

**（遵守基準への適合義務）**

第31条 特定都市施設の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下「特定都市施設の新設等」という。）を行おうとする者（以下

「特定整備主」という。）は、当該特定都市施設を整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「遵守基準」という。）に適合させるための措置を講じなければならない。

2　特定整備主は、前項の規定により遵守基準に適合させた特定都市施設について、当該遵守基準に係る機能の維持及び保全に努めなければならない。

（特定都市施設の新設等の事前協議）

第32条　特定整備主は、第27条第2項各号に掲げる事項の計画について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

2　前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更をするときは、当該変更をする事項について、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に協議しなければならない。

（指導及び助言）

第33条　市長は、前条第1項又は第2項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をした特定整備主に対し、第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準又は遵守基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第34条　特定整備主は、特定都市施設の新設等に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（特定都市施設に関する検査）

第35条　市長は、前条の規定による届出のあった特定都市施設が、事前協議の内容に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

2　第29条第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

（検査済証の交付）

第36条　市長は、前条第1項の検査の結果、当該検査に係る特定都市施設が事前協議の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主に対し、検査済証を交付するものとする。

（勧告及び命令）

第37条　市長は、特定整備主が、事前協議を行わずに工事に着手したとき、又は事前協議を行ったものの当該事前協議の内容と異なる工事を行ったときは、規則で定めるところにより、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（公表）

第38条　市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を公表することができる。

2　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、前条第2項の規定による命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（既存特定都市施設の状況の把握及び指導、助言等）

第39条　この節の規定の施行の際、現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、第28条第1項及び第2項並びに第31条第1項に規定する措置等の状況の把握に努めなければならない。

2　市長は、第33条に定めるもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設において第28条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する措置等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準又は遵守基準への適合の状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

（特定都市施設に係る整備状況の報告等）

第40条　市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、第33条又は前条第2項の規定による指導又は助言を行うに当たり必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定都市施設における整備基準及び遵守基準への適合状況について、報告を求めることができる。

（特定都市施設に関する調査）

第41条　市長は、特に必要があると認めるときは、市長の指名する職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入らせ、整備基準及び遵守基準への適合状況について調査させることができる。

2　第29条第3項の規定は、前項の規定による調査を行う場合について準用する。

第3節　駐車区画の整備等

（思いやり駐車区画の整備）

第42条　市は、都市施設を設置するときは、思いやり駐車区画（障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた者、歩行が困難な高齢者又は療養中若しくはリハビリ中の者が円滑に利用することができるよう配慮された駐車区画をいう。以下同じ。）を設置するよう努めなければならない。

（思いやり駐車区画等の利用）

第43条　都市施設を利用する者は、その施設に思いやり駐車区画又は障がい者のための駐車区画が設けられているときは、当該駐車区画を利用する必要がある者の利用を妨げてはならない。

第4節　車両等の整備

（車両等の整備努力義務）

第44条　公共交通機関の車両等を所有し、又は管理する者（以下「車両所有者」という。）は、当該車両等について、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

（公共交通機関の車両等に係る整備状況の報告等）

第45条　市長は、必要と認めるときは、車両所有者に対し、整備状況の報告を求めることができる。

2　市長は、前項の報告があったときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

第5節　住宅等の整備

（住宅政策の推進）

第46条　市は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できる住宅の確保及び住まい方に関する施策を推進するものとする。

2　市民及び事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅の普及に努めるものとする。

（住宅を供給する事業者の責務）

第47条　住宅を供給する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮した住宅の供給に努めなければならない。

（福祉用具等の品質の向上等）

第48条　福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障がい者その他の日常生活に支障のある市民の、心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、当該市民が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者及び障がい者をはじめとするすべての人が円滑に利用できるよう当該物品の使いやすさの向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第5章　福祉のまちづくり推進協議会

（福祉のまちづくり推進協議会）

第49条　市の区域における福祉のまちづくりの総合的な推進に関し必要な事項について調査審議するため、町田市福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2　協議会は、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策に関することその他福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議し、答申する。

3　協議会は、委員25名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)事業者　7名以内

(2)町田市民　10名以内

(3)学識経験者　3名以内

(4)関係行政機関の職員　5名以内

4　協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

5　専門的事項を審議させるため、協議会に部会を置く。

6　部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者をもって組織する。

7　専門的事項を調査させるため必要があるときは、協議会又は部会に専門委員を置くことができる。

8　前各項に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章　雑則

（委任）

第50条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成7年2月規則第5号で、同7年7月1日から施行）

附　則（平成8年9月30日条例第23号）

この条例の施行期日は、町田市規則で定める。

（平成8年10月規則第51号で、同8年11月1日から施行）

附　則（平成10年12月28日条例第31号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附　則（平成11年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年3月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年6月27日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

附　則（平成13年12月27日条例第30号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附　則（平成15年3月31日条例第21号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成22年3月29日条例第2号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　第2条の規定による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例（以下「改正後の条例」という。）第31条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に改正後の条例第32条の規定による協議をした者について適用する。

## 資料６　用語解説（※印の用語についての解説）　（五十音順）

**合理的配慮（Ｐ．１）**

障がいのある人がない人と同等に暮らしたり働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。例えば、車いすを使用している人が段差が理由でレストランに入店出来ないような場合、入店の手助けをすることや、視覚や聴覚に障がいのある人が参加する会議などで、求めがあった場合に拡大文字や点字等の資料を用意したり、手話通訳者等を設置したりするなどの配慮をすることです。

障害者権利条約により、合理的配慮は障がいのある人から何らかの配慮をもとめられた時、過度の負担のない範囲で、社会の側の責任でやらなければならないことが明確にされました。また、障害者基本法と障害者差別解消法では合理的配慮を行わないことも差別になるとされ、行政機関には行うことが義務づけられました。（民間事業者は努力義務となります。）

**心のバリアフリー（Ｐ．４）**

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするため、人々の意識に根差している、高齢者、障がい者等への差別や偏見、先入観などに気づき、理解し、心のバリア（障壁）を取り除くことをいいます。

**コミュニケーション支援ボード（Ｐ．３９）**

コミュニケーションを取ることが困難な障がい者等が、意思を表示できるよう、意思確認や要望の内容をイラストにして、そのイラストを指さすことで意思確認をする支援ツールです。

**スケアード・ストレイト（Ｐ．４２）**

恐怖体験を通じて教育する技法。

町田市では、スタントマンによって交通事故を再現し、事故の怖さを疑似体験させることで、被害者・加害者両方の立場を考えさせ、交通安全意識を高めるために行っています。

**バリアフリー（Ｐ．１）**

「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」という考え方です。障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていましたが、現在では、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去することを意味します。

**ユニバーサルデザイン（Ｐ．１）**

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、すべての人が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げるという考え方です。

# 第２次町田市福祉のまちづくり推進計画

２０１７年（平成２９年）３月発行


編集・発行　町田市地域福祉部福祉総務課
〒194-8520　町田市森野２－２－２２
電話　０４２－７２４－２１３３
FAX　０５０－３１０１－０９２８
刊行物番号　２０－３１
編集作業　八千代エンジニヤリング株式会社
表紙イラスト　加藤マカロン


みんなで支えあって
いいこと
ふくらむ
まちだ